

●運用内容

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に、下線で示すように運用する。

鳥取県県土整備部測量等業務総合評価競争入札実施要領（令和4年3月31日付第202100319756号 県土整備部長通知）

運 用	現 行
<p>第1条～第10条 略</p> <p>(入札状況等の公表)</p> <p>第11条 入札執行者は、第7条の規定により落札者を決定したときの入札状況を入札情報HPに登録し、公表するものとする。</p> <p>(入札結果に係る疑義の申出)</p> <p>第12条 総合評価競争入札の参加者は、入札結果に疑義があるときは、<u>落札決定を保留した旨の通知を受けた日</u>の午後4時までに発注機関に対して書面により当該入札結果に対する説明を求める旨の申出をすることができる。</p> <p>2 略</p> <p>第13条～第14条 略</p>	<p>第1条～第10条 略</p> <p>(入札状況等の公表)</p> <p>第11条 入札執行者は、<u>第10条の規定により落札決定を保留したときの入札状況及び</u>第7条の規定により落札者を決定したときの入札状況を入札情報HPに登録し、公表するものとする。</p> <p>(入札結果に係る疑義の申出)</p> <p>第12条 総合評価競争入札の参加者は、入札結果に疑義があるときは、<u>前条の規定に基づき入札情報が公表された日（当該日が鳥取県の休日定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）第1条に規定する県の休日（以下この条において「休日」という。）である場合は、その翌日以降で休日に当たらない日とする。）</u>の午後4時までに発注機関に対して書面により当該入札結果に対する説明を求める旨の申出をすることができる。</p> <p>2 略</p> <p>第13条～第14条 略</p>

この運用は、令和7年1月1日以降に地域密着型で公告するものについて適用する。

「積算誤りが見つかった場合の入札・契約手続きにおける取扱いについて」の改定について（平成29年3月29日付第201600197509号 県土整備部長通知）

運 用	現 行
<p>1 各段階での取扱い</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 応札期間の初日～契約締結前 開札<u>日</u>の午後4時までに入札参加者から発注者に対して当該入札結果に対する説明を求める書類が提出され、積算誤りが見つかった場合又は発注者のチェックにより積算誤りが見つかった場合は、原則として調達公告のやり直しを行う。</p> <p>ただし、以下に掲げる条件を全て満たし、軽易な積算誤りで、入札・契約の公平性確保が可能と発注者が認めた場合は、この限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・落札順位に変更がない。 ・本来の予定価格とすることにより、低価格落札となる場合に必要な技術者が配置可能。 <p>(3) 略</p> <p>2 略</p>	<p>1 各段階での取扱い</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 応札期間の初日～契約締結前 開札<u>後から開札日の翌日（鳥取県の休日</u><u>を定める条例定める県の休日</u><u>を除く。）</u>の午後4時までに入札参加者から発注者に対して当該入札結果に対する説明を求める書類が提出され、積算誤りが見つかった場合又は発注者のチェックにより積算誤りが見つかった場合は、原則として調達公告のやり直しを行う。</p> <p>ただし、以下に掲げる条件を全て満たし、軽易な積算誤りで、入札・契約の公平性確保が可能と発注者が認めた場合は、この限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・落札順位に変更がない。 ・本来の予定価格とすることにより、低価格落札となる場合に必要な技術者が配置可能。 <p>(3) 略</p> <p>2 略</p>

この運用は、令和7年1月1日以降に地域密着型で公告する測量等業務について適用する。